

## 岐阜県木質バイオマス利用アドバイザー認定要領

令和5年5月30日 県流第64号  
(一部改正) 令和8年3月2日森経第947号

### (趣旨)

第1条 木質バイオマス利用に関する専門的な知識や豊富な経験を有する人材を「岐阜県木質バイオマス利用アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)として認定することで、木質バイオマス利用施設の導入に関する相談等への対応や、事業者等への適切な指導と助言ができる体制を整備し、化石燃料の代替としての木質バイオマスの活用を促進する。

### (アドバイザーの活動)

第2条 アドバイザーは、次の活動を行うものとする。

- (1) 県民への木質バイオマス利用の普及・啓発
- (2) 木質バイオマス熱利用施設の導入の提案・相談・指導・助言
- (3) 木質バイオマス利用促進活動に係る県との協働活動

### (申請資格)

第3条 アドバイザー認定の申請資格は、次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 岐阜県内に居住している者、岐阜県内で個人事業を営む者又は岐阜県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者
- (2) 木質バイオマスに関する相談等に10年以上従事した者
- (3) 県が作成する認定者名簿の認定番号、認定日、有効期限、氏名及び所属事業所名を県のホームページ等で公表することについて承諾する者

### (認定申請)

第4条 アドバイザーの認定を受けようとする者は、認定申請書(別記様式1)を知事に提出するものとする。

### (認定方法)

第5条 知事は、前条の申請者のうち、適当と認められる者をアドバイザーに認定するものとする。

2 知事は、認定者に対し、別に定める認定証を交付するものとする。

### (有効期限等)

第6条 認定の有効期限は、認定があった日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日とする。

2 アドバイザーの有効期限は3年間延長できるものとし、延長を希望する者は、有効期限の15日前までに延長申請書(別記様式2)を知事へ提出するものとする。

3 知事は、前項の申請を受理したときは、その申請者の木質バイオマス利用の普及・啓発活動等の実績が認められる場合に、延長を認めるものとする。

(認定者名簿への登録・取り消し)

第7条 知事は、アドバイザーの氏名等を認定者名簿（別記様式3）に登録する。

2 知事は、アドバイザーとしてふさわしくない行為をした者について、認定証を返還させ、認定を取り消すことができる。

3 知事は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、認定証を返還させ、認定を取り消すものとする。

- (1) 認定の有効期限を経過した場合
- (2) 第3条の規定による条件を満たさなくなった場合
- (3) 認定者から認定取り消しの申し出があった場合
- (4) 認定者が死亡した場合

(変更の届出)

第8条 アドバイザーは、認定者名簿に記載された事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届（別記様式4）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届により認定証等の記載内容に変更が生じた場合は、認定証等を再交付するものとする。

(アドバイザーの責務)

第9条 アドバイザーは、次の責務を負うものとする。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らさないこと。また、当該秘密等を自己の利益又は営利目的のために利用しないこと。
- (3) 木質バイオマス利用促進活動に係る県との協働活動へ積極的に参加すること。

(県の責務)

第10条 県は、アドバイザーの活動を円滑に進めるため、県民へアドバイザーの周知を図るとともに、アドバイザーに対して木質バイオマスに関する情報の提供等を行い、効果的なアドバイザー活動に協力するものとする。

(認定者名簿の管理)

第11条 認定者名簿の管理は、森林経営課が行う。

附 則

この要領は、令和5年5月30日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年3月2日から適用する。